

市立学校園における気象警報発表時ならびに災害発生時の臨時休業等の判断基準（改訂版）

I 気象（暴風を含む警報、特別警報）

- 1 当日の**午前7時**の時点で、県内に**暴風を含む警報**が発表されている場合は、その日は臨時休業とする。
 - 1の2 当日の**午前7時**の時点で、**大津市北部**又は**大津市南部**に**特別警報**が発表されている場合は、当該地域についてはその日は**臨時休業**とする。
 - 1の3 当日の**午前7時以降**で幼稚園・学校の登園・登校中又は登園・登校後に確実に**暴風を含む警報**又は当該地域に**特別警報**の発表が見込めるときは、その日は**学校長の判断**で**臨時休業**とすることができる。
- 2 当日の**午前7時を基準とする前後の時間帯**に、当該園・当該校の所在する地域に前項に規定する警報は発表されていない状態で、**以下のいずれかの状況が発生している場合は**、地域の実情に合わせて各園長・**学校長が判断**し、必要に応じ**臨時休業**又は**始業時刻の繰り下げ**の措置を行う。
 - 大雨警報、洪水警報、大雪警報**のいずれかが発表されている。
 - 土砂災害警戒情報**が発表されている。
 - 避難情報**が発表され、当該園・当該校に避難所が開設されている（複数の発表等を含む）。
 - 当該校の児童生徒の登校に影響する範囲の**公共交通機関（JR西日本、京阪電車等）が運転を見合わせている。**
 - その他、大雨や大雪等の影響により、幼児児童生徒の安全確保が難しい場合。**

II 地震

- 1 **前日の幼児児童生徒の降園・下校完了時刻から当日の午前7時までの間（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）**の地震の発生により、大津市において**震度5弱以上**を観測した場合は、その日は臨時休業とする。ただし、当日の登園・登校や園・学校での活動の安全が確保できる場合は、地域の実情に合わせて各園長・学校長が判断し、平常どおりの保育・授業を行うことができるものとする。

III 武力攻撃事態等

- 1 **前日の幼児児童生徒の降園・下校完了時刻から当日の午前7時までの間（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）**に、大津市国民保護計画による**武力攻撃事態等**による警報の伝達が、

大津市から市民に対してあった場合は、その日は臨時休業とする。ただし、当日の登園・登校や園・学校での活動の安全が確保できる場合は、地域の実情に合わせて各園長・学校長が判断し、平常どおりの保育・授業を行うことができるものとする。

IV 登園・登校中における非常変災・危機等発生時

- 1 幼児児童生徒の**登園・登校中**に、上記Ⅰ-2、Ⅱ-1、Ⅲ-1のいずれかの事態が生じた場合は、予め各園・学校で策定する防災マニュアル又は危機管理マニュアルの定めるところによるものとする。
- 2 幼児児童生徒の**登園・登校後**に、上記Ⅰ-1に定める警報が発表された場合又はⅠ-2、Ⅱ-1、Ⅲ-1のいずれかの事態が生じた場合は、予め各園・学校で策定する防災マニュアル又は危機管理マニュアルの定めるところによるものとする。
- 3 幼児児童生徒の**降園・下校中**に、上記Ⅰ-1に定める警報が発表された場合又はⅠ-2、Ⅱ-1、Ⅲ-1のいずれかの事態が生じた場合は、予め各園・学校で策定する防災マニュアル又は危機管理マニュアルの定めるところによるものとする。

V 熱中症

- 1 「暑さ指数」が**31度以上**の場合は、空調設備のある場所で活動する。
 - 2 空調設備がない場所において、「暑さ指数」が**28度以上31度未満**の場合は、健康観察やこまめな水分補給を行い、激しい運動や体温が上昇しやすい活動は避ける。
 - 3 前2項を含み、学校生活や部活動等の熱中症対策については、「大津市立小中学校における熱中症対策ガイドライン」および「部活動における熱中症予防対策について」によるものとする。
 - 4 前3項を含み、大津市中学校総合体育大会における熱中症予防については、大会基準によるものとする。また、県以上の大会における熱中症対策については、それぞれの大会基準によるものとするが、必要に応じて市から申入れをする。
- ※ 「暑さ指数」については、環境省が発表する予測値や測定値を参考にしながら、暑さ指数計による実測値で判断するものとする。

熱中症の予防のために

ここ数年、異常な猛暑のため市内の小中学校でも、熱中症により救急搬送される事態が起こっています。今年も例年より梅雨入りが早く、長期に及んで暑くなることが予想され、熱中症にかかる人が多数出てくるのが懸念されます。また、新型コロナウイルス感染予防でマスクを着用するため、熱中症のリスクが上がります。

熱中症は正しい予防方法を知り、普段から気を付けることで防ぐことができます。初夏や梅雨明けの時期など、体が暑さに慣れないなか気温が急激に上昇すると、大変危険だと言われています。無理をせず徐々に体を慣らしていくことが必要になります。

また、熱中症を予防するためには、暑さに負けない体をつくることも大切ですが、自分のいる環境の熱中症危険度を常に意識する習慣をつけることも重要です。炎天下でのスポーツや空調設備の整っていない環境での作業時は、熱中症の危険からしっかりと身を守る対策をとることが必要です。

大津市教育委員会の指針では、環境省の「暑さ指数(WBGT)」が「31℃」を超えた場合は、空調設備のあるところで活動することになっています。

◇◇ 熱中症予防8カ条 ◇◇

<スポーツ活動中>



1. 知って防ごう熱中症

熱中症4つのタイプ：①熱失神 ②熱疲労 ③熱けいれん ④熱射病

① 熱失神……めまい、失神、顔面蒼白、脈が速くなる・弱くなる

② 熱疲労……脱力感、けん怠感、めまい、頭痛、吐き気

③ 熱けいれん……足・腕・腹部の筋肉の痛みとけいれん

④ 熱射病……反応が鈍い、言動がおかしい、意識がない

2. 暑いとき、無理な運動は事故のもと

暑いところで無理に運動しても効果は上がりません。運動・休息・水分補給を計画的に行いましょう。

3. 急な暑さは要注意

夏の始め等は運動を軽減し、短時間の軽い運動から徐々に増やすようにしましょう。

4. 失った水と塩分を取り戻そう

汗をかくと水分だけでなく、塩分も失われます。水分補給は0.2%程度の塩分を含んだものが適当です。

5. 体重で知ろう、健康と汗の量

運動前後に体重を測り、運動中に失われた水分量が求められます。体重減少が2%を超えないように水分補給をしましょう。

6. 薄着ルックでさわやかに

運動するときには、吸湿性や通気性のよい素材の服装にしましょう。また、屋外で直射日光を浴びるときは、帽子をかぶりましょう。

7. 体調不良は事故のもと

疲労・発熱・風邪・下痢など体調の悪い時は、無理に運動しないようにしましょう。

8. あわてるな、されど急ごう救急処置

●熱失神・熱疲労の場合……涼しいところに寝かせ、衣服をゆるめて体を冷やし、水分補給をしましょう。

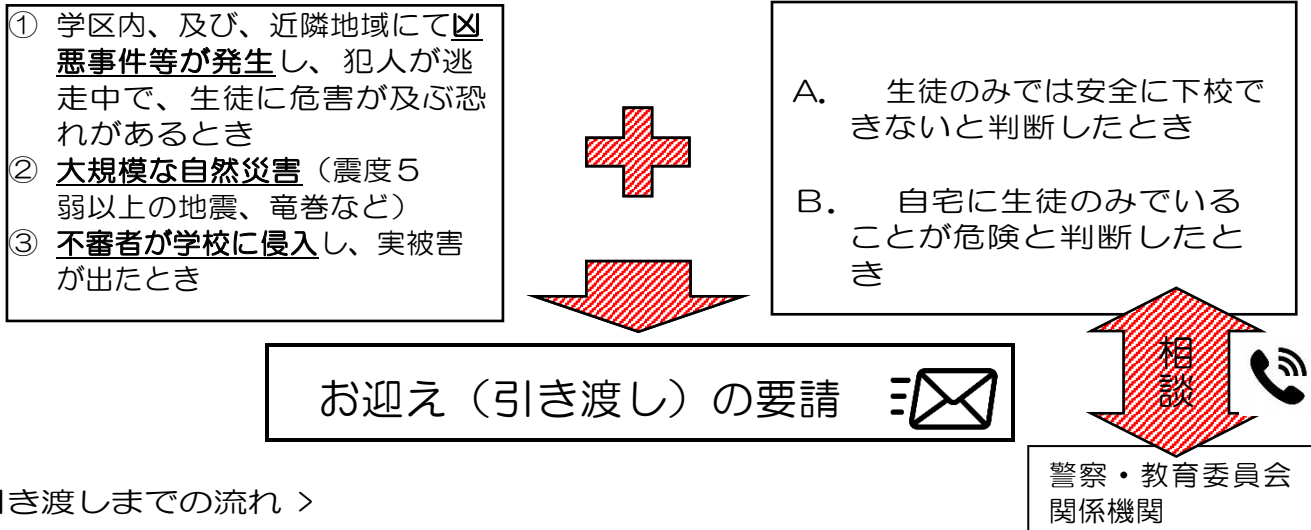
●熱けいれんの場合……塩分を補給しましょう。

●熱射病の場合……死亡する可能性もある緊急事態です。体を冷やしながらか、病院へ一刻も早く運ぶ必要があります。

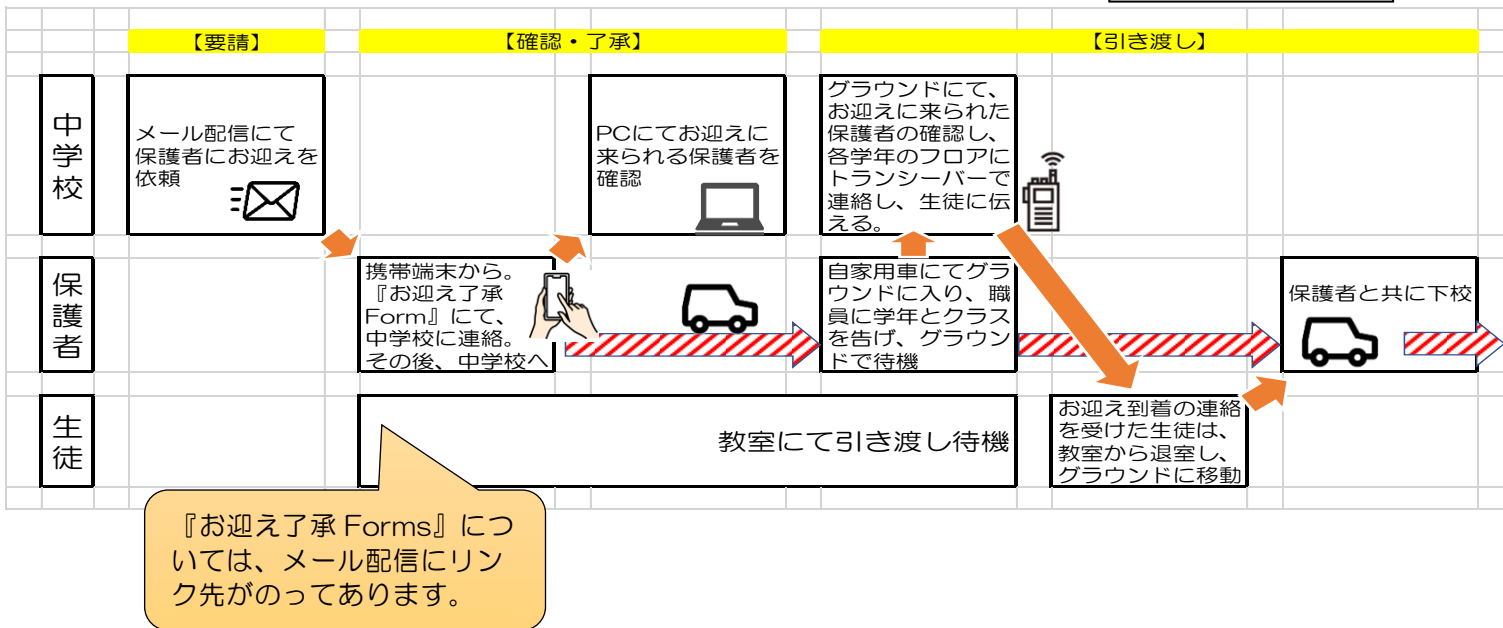
☆ ご家庭におかれましても、十分な水分の用意や睡眠、朝食摂取等、お子様の健康維持・増進に努めていただき、熱中症予防にご留意くださいますようお願いいたします。

緊急時における生徒のお迎え（引き渡し）の実施方法について

＜ 引き渡し実施の判断基準 ＞



＜ 引き渡しまでの流れ ＞



- ※ 混雑回避のため、右図のように自動車での来校は、進行方向を限定させていただきます。
- ※ 引き渡し場所は、原則グラウンドとします。
（正面玄関前での生徒の引き渡しや駐車、順路の逆走は、スムーズな引き渡しの妨げとなりますので、固くお断りします。）
- ※ 一度に全学年のお迎えに来ていただくと、渋滞が発生しスムーズな引き渡しの妨げとなりますので、学年やクラス、出席番号等（偶数・奇数等）で、時間差を設けるなどの制限をつけさせていただきます。
- ※ すぐにお迎え（引き渡し）の都合がつかない場合は、安全確保のために生徒を学校にて待機させます。その場合、個別にお迎えについて、担任が連絡を取らせていただきます。
- ※ 想定外の事態が発生した場合については、このマニュアル以外の対応になる場合もあります。

